

平成 26 年 10 月 30 日

独占禁止法審査手続についての懇談会

座長 宇賀 克也 殿

同懇談会委員 矢吹 公敏

### 懇談会の取りまとめについて

前略、いつも懇談会の取りまとめをしていただき、有難うございます。これまでの取りまとめについて、以下のとおり意見を述べさせていただければ幸いです。

前回の懇談会では、弁護士依頼者間秘匿特権に関する制度を策定することには委員のコンセンサスができておらず見送りという結論でした。また、事情聴取の録音・録画、弁護士の立会についても必要とのコンセンサスがなから制度化しないこととなりました。したがって、今回の懇談会で大きな論点となった制度はいずれも策定されないことになったと理解しています。

いずれも、これを推進しようと考えていた当職にとっては大変残念なことです。そこで、当書状をもって、これまでの取りまとめに対して当職の意見を述べさせていただき、懇談会資料として公開していただくことといたしました。

#### 1. 懇談会設置の趣旨

繰り返しになりますが、改正法附則では、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」とされ、委員会附帯決議では「四 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。」とされています。

これは、国民の代表機関から、政府が「所要の措置を講ずるものとする。」「前向きに検討すること。」を指示されているということの意味します。勿論、他の委員の方からは、

「必要があると認めるときは、」我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ」という前置きがあるではないか、とのご意見をいただいておりますが、それらを考慮しつつそれらの法益と調整のうえで制度を策定することを政府が付託されていると理解すべきではないでしょうか？重要な論点について、いずれも制度化しないと結論はこの国民からの付託に沿うものではないと考えますがいかがでしょうか？

## 2. パブリックコメント・参考人聴取の結果

今回の改正を検討するに当たり、内閣府でパブリックコメントに付し、多くの意見が寄せられ、そのうちの多くが現行制度の問題を具体的に指摘した上で新たな制度の策定を要望しています。また、懇談会で参考にするために招聘した複数の参考人の方々からも現在の実務の問題点が指摘され、改善を求める意見が出されました。

懇談会では、他の委員の方々からパブリックコメントで寄せられた意見は、問題を感じている方々からの意見であって、多くの人はそう考えてはいない、などのパブリックコメントの意義に疑問を呈するようなご見解が出され、また参考人からの意見も考慮されることなく、上記の結論に至りました。

確かに、懇談会は、招集された委員の方々から自由な意見を述べて政府に意見を具申する諮問機関で、必ずしも、パブリックコメントで寄せられた意見や参考人からの意見に縛られることはありません。しかし、あまりにこれらの意見を考慮しないで委員個人の意見を集約して結論を出すことが、果たして公的使命感を負っている懇談会の役割として良いのでしょうか？

## 3. グローバルスタンダードの視点

当職は、今回の懇談会で、日本の独占禁止法実務がさらに発展し、内外から信頼されるためには、審査もグローバルスタンダードを考慮した制度にしていかなければならないと、一貫して申し上げてきました。弁護士事情聴取立会いは他のアジアの国々を含めて多くの国で認められていますし、弁護士依頼者間秘匿特権にしても、その認められる範囲に違いはあっても、多くの国で承認された制度です。

これらの制度を導入しないとする懇談会の今回の結論は、我が国の独占禁止法実務の発展を遅らせ、現在評価を得ている公正取引委員会の実務もアジアの他の国に遅れを取ることになりはしないかという危惧感を持たざるをえません。今回の懇談会での議論が海外でどのように報道されているかについて、ご参考に MLex の記事を別途提出いたします。

すので、お読み下さい。この点、どのようにお考えでしょうか？

#### 4. 実態解明という視点

今回の懇談会で、課題となった制度の導入を実施しないという結論になった大きな理由が、そのような制度は実態解明に支障を来すとということです。

他方で、そのようなご意見を述べられた委員の方々は、当職を含めて複数の参考人が言及した公取委のストーリー審査については何のご意見も述べられておられません。刑事手続での村木事件で顕著なように、実態解明の大きな支障となっているのは捜査・審査機関のストーリー聴取です。

他方、それを防止するための審尋については、実務では一切行われておらず、それを原則とすることは現実的ではないと、これも消極的なご意見です。これでは、本当の意味での実態解明はなされないことになるのではないのでしょうか？懇談会の委員全員が実態解明の重要性は共有しています。他方、現在の審査の事情聴取が実態を解明しているのか、当職や参考人から提起された具体的事例についてどのようにお考えなのでしょうか？

世界的には、当事者に任意で協力させて事実や証拠を提出させて実態解明を図る制度が主流です。そのような実務となるように制度全体を考えていくことも必要なのではないのでしょうか？

以上、ご検討いただければ幸いです。

以上